

商品概要説明書

個人事業者向けスモールローン（オリコ型）

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

商品名	個人事業者向けスモールローン（オリコ型）
ご利用いただける方	<p>○ J A の組合員の方。</p> <p>※現在、組合員でない方でも、J A 所定の出資金をご出資いただくことで、組合員となることができます。</p> <p>○お申込み時の年齢が満 20 歳以上 66 歳未満の方。</p> <p>○同一事業を 2 年以上営み、1 期以上の確定申告を行っている方。</p> <p>○ J A での貯金口座開設後、1 年以上経過している方。</p> <p>○ J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	○運転資金・設備資金等の事業資金とします。
借入金額	○50 万円以上 300 万円以内（1 万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。 ただし、青色申告書以外の申告書（白色申告書）により確定申告を行っている方は、200 万円以内とします。
借入期間	○1 ヶ月以上 5 年以内とします。
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（J A 所定の短期プライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（J A 所定の短期プライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（J A 所定の短期プライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。</p> <p>○お借入利率は、適用利率に年 4.0% の保証料相当分を上乗せしたのになります。</p> <p>○お選びいただける金利の種類は、J A によって異なる場合があります。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	○元金均等返済（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）もしくは元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式とします。

担保	○不要です。
保証人	○J Aが指定する保証機関(株式会社オリエントコーポレーション)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○お客様からJ Aへお支払いいただく利息の中からJ Aが保証会社へ支払います。
手数料	○下記の場合、J A所定の手数料が必要です。 (J Aによって金額が異なります) ①全額または一部繰上返済をされる場合 ②ご返済条件を変更される場合
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、J A本支店(所)にお申し出ください。J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J Aバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。J AまたはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 なお、福岡県弁護士会には、直接お申し立ていただくことも可能です。 福岡県弁護士会 紛争解決センター 天神センター (電話:092-741-3208) 北九州センター (電話:093-561-0360) 久留米センター (電話:0942-30-0144)
その他	○お申込みに際しては、J AおよびJ Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望にそいかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、J Aの融資窓口までお問い合わせください。 ○その他ご不明の点がございましたら、J Aの融資窓口までお問い合わせください。

J Aバンク大分